

平成 22 年度第 2 回日本スポーツ少年団委員総会 議事録

日 時 平成 23 年 3 月 30 日 (水) 15 時 00 分 ~ 16 時 10 分

場 所 岸記念体育会館 講堂

出席者 坂本本部長、佐藤、住谷、宇津木の各副本部長

< 常任委員 > 野田、平井、佐藤 (高)、富田

< 委 員 > 佐藤 (青森)、谷藤 (岩手)、一関 (秋田)、梁瀬 (山形)、
青木 (栃木)、鈴木 (群馬)、藤沼 (埼玉)、久保 (千葉)、
田中 (神奈川)、山井 (山梨)、中屋 (新潟)、岡村 (石川)、
山口 (福井)、山本 (静岡)、神野 (愛知)、吉田 (岐阜)、
池ノ内 (滋賀)、岡 (京都)、河野 (大阪)、河野 (兵庫)、
平山 (奈良)、安川 (和歌山)、川口 (鳥取)、織奥 (島根)、
大橋 (岡山)、藤澤 (香川)、組橋 (徳島)、穠岡 (愛媛)、
高橋 (高知)、田中 (福岡)、川久保 (佐賀)、平田 (熊本)、
中村 (宮崎)、武田 (鹿児島)

< 委 任 > 菅原、原、長尾、大山、山崎の各常任委員
霜觸 (北海道)、後藤 (宮城)、砂子田 (福島)、高山 (茨城)、
大西 (長野)、北東 (富山)、吉長 (広島)、佐竹 (山口)、
野田 (長崎)、神谷 (沖縄) の各委員

< 代理出席 > 飯沼 (東京)、奥野 (三重)、宮崎 (大分)

< 事 務 局 > 川島次長、廣崎部長、伊藤課長代理、
他青少年スポーツ部員 6 名

事務局より、設置規程第 15 条に基づく会議成立の報告を行い開会。

議事に先立ち、去る 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震等により亡くなられた方々に対し、黙祷が捧げられた。

その後、坂本本部長より挨拶があり、同本部長を議長として議事に入った。

< 議 案 >

1. 平成 23 年度日本スポーツ少年団事業計画・予算案について

事務局より資料に基づき、ブロック会議での意見聴取を経て、日本体育協会での全体的な調整に伴い再編成した平成 23 年度事業計画・予算案について説明。

事業計画については昨年 6 月開催の第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会にて承認済みであるが、予算案については各種補助金・助成金の決定が 4 月以降になることから、その確定後に実行予算の編成に取りかかるため、これについては本部長に一任願い、6

月開催の平成 23 年度第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会にて報告する旨を諮り、これを承認。

平山委員（奈良）より、3 月開催予定であったバレーボール・剣道の両交流大会の中止に伴い事業経費の減額等があるかと思われるが、次年度予算への繰り越しの措置等あるのかとの質問があった。

事務局より、来年度 6 月開催予定の第 1 回委員総会において諮る予定である本年度決算において、大会中止に伴う経費の減額等について反映し、報告する旨回答。

奥野委員（三重・代理）より、運営費に関して、平成 23 年度より人件費として約 7,000 万円が計上されているが、これまで運営費として計上されていた登録料 30%の内訳はどうだったのか質問があった。

事務局より、運営費については、人件費や会館維持管理費といった具体的な内訳があるわけではなく、日本体育協会の運営費として登録料 30%を計上していた旨回答。

奥野委員より、平成 23 年度は認定員養成講習会の委託金減額や全国指導者研究大会において新たに参加料を徴収する予定だと聞いているが、ぜひ日本体育協会からの繰入金を増額して事業経費不足分を補填してほしい旨要望があった。

田中委員（福岡）より、日本スポーツ少年団主催事業である全日本少年サッカー大会が予算化されていないが、名義のみの事業になるのか質問があった。

事務局より、同大会に関する経費支出はないこと、また、実質的に名義のみの事業になっていることを説明。

< 報告事項 >

1 . 日本スポーツ少年団設置規程の改定について

事務局より資料に基づき、日本スポーツ少年団設置規程の改定については、日本体育協会の新公益法人移行に際し、定款の施行に伴い改定の必要が生じたこと、また、本事業については本年 1~2 月開催のブロック会議において説明した上で、2 月 18 日付で文書提案を行い、常任委員及び委員全員から同意を得て、日本スポーツ少年団設置規程 22 条に基づき、委員総数の 3 分の 2 以上同意が得られたことから、日本スポーツ少年団設置規程の改定が承認されたことを報告。

なお、本件については、去る 3 月 9 日開催の第 8 回日本体育協会理事会に諮り承認を得ている旨併せて報告。

以上、いずれも了承。

2 . 平成 22 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について

事務局より資料に基づき、各ブロックとも開催主管県の協力により予定どおり終了した旨報告。

会議では、「平成 23 年度事業計画・予算案」、「日本スポーツ少年団設置規程の改定」について協議を行い、大筋で了解が得られたこと、また、「第 9 次育成 5 か年計画」等

について意見・要望をいただき、これらの内容について各専門部会で検討を行っていることを報告。

田中委員（福岡）より、各ブロック会議において出された意見・要望がどう対応されているか示してほしい旨要望があった。また、専門部会で検討することとしていた、現行年一回である登録の複数期制に関する検討結果がどうであったか質問があった。

事務局より、専門部会での協議の上、登録システムの運用状況や新システムの構築経費等を鑑みて継続審議事項としていること、また、第9次育成5か年計画においても登録制度については検討することとしていることから、結論が出次第、順次回答することをご了承いただきたい旨回答。

田中委員（福岡）より、個人登録が随時可能な競技団体は実際にあり、登録団員数も増加していることから、スポーツ少年団においても登録システムの改善は迅速に行い、子どもたちがよりスポーツに取り組める環境を整備すべきとの意見があった。

山本委員（静岡）より、静岡県のサッカー大会ではスポーツ少年団とサッカー協会との両団体への登録を要するが、サッカー協会では随時登録可能である一方、スポーツ少年団は登録が年一回であることから、大会出場のチャンスを失っている団員がいる旨意見があった。また、平成23年度中には登録の問題について、はっきり答えがほしい旨要望があった。

3．第9次育成5か年計画について

事務局より資料に基づき、第9次育成5か年計画については、スポーツ少年団の将来像や第8次育成5か年計画などを踏まえ、各専門部会・青少年スポーツ振興プロジェクトにおいて検討している旨報告。

策定にあたっての主な観点として、日本スポーツ少年団で検討・実施するものと都道府県・市区町村スポーツ少年団で検討・実施するものとに分けていること、構成として、「1.組織の整備強化」、「2.指導者・リーダーの養成および指導体制の整備強化」、「3.活動の充実」、「4.スポーツ少年団の将来像の具体化」の4部であること、全て重要な施策項目ではあるが、第9次育成5か年計画では、2.指導者・リーダーの養成および指導体制の整備強化の（2）「指導者の資質向上」、3.活動の充実の（2）「団員の加入及び継続活動充実」の2項目を最重要項目として5か年で何らかの結果を出すことを考えていることを説明。

また、本年1～2月開催のブロック会議で得られた意見・要望を踏まえ、今後の各専門部会において年次計画等を検討していくこととしている旨報告。

以上、いずれも了承。

4．スポーツ少年団創設50周年記念事業について

事務局より資料に基づき、スポーツ少年団創設50周年記念事業として、記念式典、功労者・優秀団表彰、記念誌・DVDの発行・作成、その他『社会貢献』をキーワード

とした記念イベントを実施する方向で検討している旨報告。

また、記念式典の実施時期については、平成 24 年度をスポーツ少年団創設 50 周年記念の年と位置づけ、各種イベントの集大成として、平成 24 年度末（平成 25 年 3 月）に実施することで調整していること、また、スポーツ少年団創設 50 周年のキャッチフレーズについても検討していることを併せて報告。

以上、いずれも了承。

5 . 平成 25 年度全国スポーツ少年大会および競技別交流大会の開催地について

事務局より、平成 25 年度に九州ブロックが担当する全国スポーツ少年大会及び中地区の北信越・東海・近畿ブロックが担当する競技別交流大会の開催地について、本日開催の第 4 回常任委員会で下記のとおり承認された旨報告。これを了承。

なお、最終的な決定は、各開催県スポーツ少年団及び県体育協会等関係正式機関の最終承認を得た時点になることを確認。

- ・ 第 51 回全国スポーツ少年大会 : 大分県
- ・ 第 36 回全国スポーツ少年団剣道交流大会 : 石川県
- ・ 第 11 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 : 和歌山県

6 . その他

(1) 第 33 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び第 8 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の中止について

事務局より、第 33 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び第 8 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会について、今回の東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、団員及び指導者の安全等を考慮して中止とした旨報告。

なお、中止の決定に際しては、坂本本部長、佐藤・住谷・宇津木の各副本部長、各開催県スポーツ少年団及び都道府県スポーツ少年団の意見を踏まえ決定した旨併せて報告。

(2) 東北地方太平洋沖地震義援募金のご協力について

事務局より、日本体育協会では、東北地方太平洋沖地震により被災された多くの方々を支援し、被災地におけるスポーツ活動が 1 日でも早期に再開できるよう都道府県体育協会及び中央競技団体等に対し義援金募金の協力を依頼している旨説明。

また、都道府県スポーツ少年団においても都道府県体育協会と連携を図るなど、義援金募金に対する協力を依頼。

(3) 平成 23 年度常任委員会・委員総会の開催日程について

事務局より資料に基づき、会議開催日程を報告。

以上、いずれも了承。

<日本スポーツ少年団役員改選について>

役員改選に先立ち、事務局より座長について諮り、織奥委員（島根県）が座長を務めた。

（１）本部長の推挙

座長より設置規程第 9 条第 1 項に基づく本部長の推挙について諮った結果、武田委員（鹿児島県）より、坂本祐之輔氏を推挙したい旨提案があり、満場一致でこれを承認。

（２）副本部長の推挙

坂本本部長より、設置規程第 9 条第 1 項に基づく副本部長の推挙について、佐藤玉和委員（東地区代表・千葉県）、住谷幸伸委員（西地区代表・香川県）、宇津木妙子氏（学識経験者）の 3 氏が提案され、これを承認。

（３）常任委員の選出について

坂本本部長より設置規程第 11 条第 1 項に基づく各ブロック選出常任委員については、ブロックごとに選出された常任委員候補者を発表、これを承認。

なお、この後、各委員の所属県スポーツ少年団における役員改選等により、委員に変更が生じた場合は、常任委員についても当該ブロック内の了解の上、変更することを確認、これを了承。

- ・北海道ブロック：霜 觸 寛（北海道）
- ・東北ブロック：谷藤 文明（岩手県）
- ・関東ブロック：藤沼 貞夫（埼玉県）
- ・北信越ブロック：山口 操（福井県）
- ・東海ブロック：吉田 章（岐阜県）
- ・近畿ブロック：安川 博己（和歌山県）
- ・中国ブロック：大橋 美勝（岡山県）
- ・四国ブロック：組橋 正人（徳島県）
- ・九州ブロック：川久保健児（佐賀県）

また、設置規程第 11 条第 2 項に基づく学識経験者常任委員の選出については、3 副本部長と相談の上で、本部長に一任願いたい旨を諮り、承認された。

以上、協議し 16 時 10 分閉会。